

周亮工と『印人伝』

福 本 雅 一

一

周亮工（一六二二—一七二二）字は元亮、櫟園・減齋等と号し、明末清初の政治家また文人である。彼はこの『印人伝』を初め、多くの著述をのこしたが、また政治家としても、崇禎末の進士でありながら、明の滅亡後、進んで清廷に仕えた。各地方官を歴任して治績を挙げ、殊に福建においては、内乱を鎮定し、鄭成功の侵攻を阻止する等の大功を樹てた。しかしその嚴酷が災いし、収賄を告発されて、二度も死刑に擬せられた。幸い恩赦によって免れたが、波瀾に満ちた生涯であったといえよう。

彼は詩文のみならず、文芸全般に深い関心を示し、特に印章の蒐集と研究に、寝食を廢して熱中した。彼は印人たちの交流を通じて、この三卷の『印人伝』を書きのこし、それを藉^かつて、明末における印壇の成立と盛況、鑄銅ではなく刻石によって始まった篆刻の種々相、印人の輩出と印譜の流通を語った。彼の生涯については、いずれ詳しく稿を改めることにする。

二

篆刻とは、專家の特殊技術によって鑄造する銅印ではなく、石に刀を用いて鑄刻すること、その起源を郎瑛『七修類稿』^{（注1）}は、元末の文人王冕^{（おうべん）}が、花乳石^{（かにうせき）}に刻したことに寄せている。しかしこれについて私は、久しく疑問を抱いており、そのことをすでに二十数年前、「寿山石歌」^{（注2）}中に詳しく述べている。もしこの時、篆刻が始まっておれば、後の文・何の登場を俟たず、この興趣尽きせぬ技芸は、すでに明初に広まり、その作品も証言も、少なからず残されたに違いない、と考えるからである。

周亮工はこれに対して、次の話柄を挙げ、それは文徵明の長子文彭^{（ぶんぽう）}（字は寿承、号は三橋、一四九八—一五七三）に始まるという。即ち卷一「書文国博印章後」^{（注3）}に、「論印の一道は国博自り之を開き、後人は奉じて金科玉律と為し、雲仍^{（うんじよう）}（後代の子孫）は天下に遍^{（あまね）}し」と断じ、次のように述べている。

文彭が南京国子学博士であった時のことである。弱々しい驢馬の

背の両側に二つの筐かごを載せ、老人がまた肩に二つの筐を担いで、その後随したがっていたが、市場につくと店の者ものと詬ののしりあった。たまたま通りかかった彼がわけを尋ねると、この人は私から石を買うと言っておきながら、金を払わないのだ、とその老人は答えた。彼はしばらくその石を見つめていたが、争わなくてもよい、私が買おうといい、倍の値でこの四筐の石を得た。それは今でいう燈光とうかうで、下等なものでも老坑であつた。

以前、文彭が刻する印はみな牙章（象牙印）であつたが、彼は落墨（墨で文字を布置）するだけで、それを金陵の李文甫に刻させていた。しかしこの石を獲てからは、二度と牙章を作らなかつた。

当時、南司馬の猷ゆう中は、彼の累々たる石を見、百石を求めて、彼の落墨を洗ひうた後、何震にそれを鑄はらせた。こうして凍石の名は世に現れ、四方に伝わつたのである。そして蜜蠟がまだ知られなかつた頃、金陵の人たちは、凍石に花枝葉や小虫を刻して、婦人のアクセサリーにしている、印章に利用することに氣附かなかつたのである。ところでこの凍石が印章に用いられるようになると、その価格はにわか高騰し、石と白金ぎんとが同じ値段となり、燈光ともなれば、その倍になつたという。

後に猷中が北京に帰ると、某宰相がどうして君はこんなに国博の印をもっているのか、僕は一章も得られないのに、と訝いぶかると、それは郵送の浮沈トラフルでしょう、ほんとに彼の印を嗜このむのなら、どうして彼を北京に呼よばないのですか、と答えた。こうして文彭は両京（北京・南京）の国博をかねることになつたのである。彼が作つた印は甚だ多いが、皆な秘藏されて多くは見られず、また印譜もない。彼は敢て自刻印譜を伝えなかつたが、それに反して、「何ぞ今日、譜の紛々

たる也」と、当世の印譜の氾濫を周亮工は歎なげいている。

このようにして篆刻は、凍石を得たことよつて、急速に文人の間に広まり、それにつれて需要もまた激増した。文彭を継いだ何震（字は主臣・長卿、号は雪漁せつぎょ）は、文何と並称されて、共に篆刻の祖と崇められているが、実は文何の關係は、「蓋し師友の間に在り」と亮工は考へている。何の生卒は詳かにしないが、同世代ではなく、恐らく一世代近く隔たるのではないか。卷一「書何主臣章」に亮工は續けて、

国博は心を六書に究め、主臣は之に従つて討論し、日夜を尽して休まず、常に曰く、六書 精義の神に入る能わずして、能く刀を驅ること筆の如しとは、吾れ信ぜざる也と、故を以つて主臣の印に、一訛筆無し、

と述べている。また先の猷中は、何震の刻を多く得て喜んでいたが、塞上に行つて將軍たちの印を刻せばどうか、と彼に告げた。猷中は南京司馬、即ち軍官であつたので、恐らく紹介も兼ねてかう言つたのである。何震の評判はこうして北辺に伝わり、「大將軍而下じか、皆な一印を得るを以つて榮と為す」と称された。彼はやがて大金を懷に南京に帰つてきたが、その頃には、彼の弟子たちも、それぞれの顧客と販路を見出していた。

この盛況には種々の理由があるが、その第一は、篆刻が文人の余技として娛しめることである、と考えられる。蘇州を中心とする江南の繁榮は、富裕な市民階層に文芸に対する趣味を浸透させ、その結果、彼らに寄生する文人たちも、次第に増大していった。沈周とその弟子祝允明・唐寅・文徵明から、その亜流、『明史』文苑伝三によれば、蔡羽・黃省曾・袁宏・皇甫冲兄弟・王寵・陸師道・陳

道復・王穀祥・彭年・周天球・錢穀に至る文人たちは、或いは官途の蹉跎によって、或いは科擧を断念して、文芸に遊ぶ道を選んだ。しかし更に低い無名の層があった。卷一「書金一甫印譜前」には、梁溪の鄒督学彦吉の言葉として、今の人は科擧にも合格できず、さりとて農事や商売の経験もなく、飯を食うことができない。また詩を作り絵を画くこともできない。そこで印章に託してそれを業とする者が、十人中の九人。また古書帖も周秦の古銅器も弁識できず、それでも博雅の仲間入りをしようとすれば、印章に託せざるを得ない、と記している。

「一丁識らざるの夫をして、象玉金珉を取り、手に信せて切割せしめ、又た一丁識らざるの夫をして、積して之を蔵し、奉じて天寶と為さしむるは、恨む可きこと甚し」と彦吉は慨歎しているが、これはもちろん誇張に過ぎよう。しかしこれに類する無学の輩が、江南の街に溢れていたに違いない。しかしそればかりではない、清に入ると、科擧の定額が隘まり、書画・図章・詞賦に工みな者の多くは、生活のため文芸の道に奔らざるを得なかった。「聰明穎異の士は、世に号して有用の才と為す所也、時に遇わずして、僅かに芸を以って見る、亦た悲しむに足れり矣」と、卷二「書程与繩印章前」は歎じている。それでは何故、このような需要が、突然に高まったのであろうか。

三

そもそも印章というものは、自己証明の具で、そのため皇帝の御璽から官印・私印に至るまで、それは当人によって所持され、使用

されるものである。印綬を佩ぶ、或いは印綬を解くということが、それを物語っている。それ故、上古秦漢から唐・五代までは、死後に陪葬される場合は別として、世俗の実用範囲を出なかった。しかし石に刻することの容易によって、明末以降、篆刻は他の用途を見出し、文人の間にもて囃され、大いに流行した。周応愿はその間の事情を、次のように説いている。

凡そ印は、古えは銅を以てす、間に玉寶石を以てし、近くは牙を以てし、間に銅を以てす、近くは又た青田の佳石を以てす、牙の文は直、之を印すれば韵少なく、銅に如かず、銅の文は銷屑、鑄に宜しく刻に宜しからず、刻は佳石に如かず、石の文は差や澤、之を印すれば態有り、然れども玉に如かず、但だ石は工なり易く、玉は工なり難し、玉は刀入る能わず、須く是れ碾すべし、碾は須く是れ玉人なるべし、玉人は篆を識らず、往々にして筆意を得ず、古法頓に亡ぶ、所以に反って石に如かず、石は刀入り易く、展舒は我れに随う、小なれば則ち指力、大なれば則ち腕力、惟だ其の之く所、意の如くならざるは無く、筆陣の然るが若し、所以に反って玉に勝る、

こうして従来のように、人びとは必要最小限の印ばかりではなく、各人の趣味や好尚によって、多くの印を持ち、それをさまざまな目的に用いることが可能になった。

明も成化・弘治を過ぎると、江南の経済と文化の中心、当時最大の都市であった蘇州は、その富に簇がる商人たちばかりではなく、多くの文人たちをも招き寄せた。前者は蘇州をより富ませ、後者は飾ってくれたのである。江南の各都市は、嘉靖・隆慶を経て万暦に至ると、やや頹廢的な爛熟期に入り、文化の香りは生活のあらゆる

面に、深く染みこんだ。財を成した者はみな、一流大家に詩文書画を乞い、またそれらを集めて、高雅と風流を誇示し、并せて背後の富を隠見させることに、この上ない満足を見出すようになったのである。——この傾向はいつの時代、いずこの国に於いても同様であるが、^(注6) 錢謙益の証言によれば、明末の江南では、例えば倪雲林の真跡の有無が、家格を決定したという。

この結果、蘇州をめぐる衛星都市、崑山・嘉定・太倉・常熟・呉江より、無錫・常州・鎮江・揚州・南京に連なる諸都市には、その出身者ばかりではなく、全国各地から、文人と称する者たちが蝟集した。ここではたとえ一知半芸の貧士も、何とか寄生することができたのである。

当時、文運の隆盛は、復古派の詩壇にではなく、都市のブルジョアの手に握られていた。到る処で詩社が結ばれ、書画が売買されていた。書画、殊に画においては、新興の篆刻が大挙して襲ってきた。従来の姓名印だけではなく、字号・齋号印、收藏印・鑑賞印が多く作られ、更に引首印・関防印も、それぞれの場所を要求するようになったし、また作品の情緒にふさわしい閑章や成語印も見られるようになった。

このように篆刻が、書画上の多面に利用され始めると、著名な印人の作を藉りて、文人は自からの書画に雅趣と光彩を添えようと望んだ。その効果は題画の詩に同じである。こうして当時の文人たちは、一つの作品中に詩書画篆刻の四芸を押しこみ、その鑑賞を見る者に要求するようになった。つまり他の世界には知られない、一種の総合芸術が誕生したのである。これ以後、自画自賛の場合もあるが、絵画は高名な詩人の詩と、技巧を誇る篆刻家の印を加えること

によって、その価格を倍増することができたのである。

また書画には、その法寸や内容^{サイズ}に応じて、印もふさわしいものが求められる。数顆の姓名印で事足りるという、古典的な状況はもはや消滅し、多々益ます弁ずという、新しい局面を迎え、篆刻の需要は日を逐って高まり、それに随って刻工の数も激増した。二流作家の作品には二流の印が、それ以下の作家にも、それなりの印が必要となった。こうして先に述べた鄒彦吉の言葉が、現実となったのである。

あらゆる技芸は、天分が人分より優先するが、篆刻だけは五分と五分である、と趙之謙は断言しているが、これは習熟によって、一定の水準に達することが可能ということである。この点からも、書画とは異なり、篆刻へはより参加が容易であった。そしてその盛行の背後には、万暦の長い好景気が支えとなっていたはずであるが、これを説明する余裕はない。単なる指摘にとどめておく。

このように篆刻は文彭に始まり、急速に発展していったが、彼は漢印の法を守り、ただ名字を刻した。斎堂館閣の印は稀に見られるだけであつたが、何震になると、『世説』の語を多く用いたといい、梁千秋に至っては、「語の入る可からざる無し」と、何もかも印文に採り入れるようになった、と周亮工はいう。^(注7) 成語印はこうして氾濫したのである。

そしてその初め、文彭などは家世を自負して、有名人でなければ作らず、邪佞の官人には、婉曲に謝絶した。父徵明の高操に仿つたのである。それが今では、卑しい粟吏販夫であれ、魏忠賢に与する悪党であれ、金錢を積まれ、権勢で強いられると、みな応諾する。

……江河日に下り、詩文は之に随う、図章の小道も、変ずる毎

に愈いよ下る、豈に慨く可からざらん哉、
と周亮工は長歎している。^(注8)

四

誰もが手軽るに参加できる技法として、石に刻する篆刻が、明の嘉靖末に現れた時、いかに正しい文字を用い、いかにそれを限定された小空間に布置するかが、最初の課題となってくる。そしてその時、模範となったのが、秦漢魏晋の古銅印であった。

古銅印が蒐集と鑑賞の対象となり始めたのは、北宋末の徽宗の頃からと思われる。その『宣和印譜』は今に伝わらないが、ほぼ同時代の王俅『嘯堂集古録』には、三七種の古印が、初めて木版に刻され、世に紹介された。

元代に入ると、趙孟頫(子昂)の『印史』は、程儀父の三四鈕の古印を摹し、それを考証したというが、それも佚して伝わらない。そしてここまでは、まだ尚古、或いは好古趣味の域を脱せず、たまたま蒐集した古印に関心を示し、それを譜にまとめようとしたに過ぎない。しかしやや遅れて登場した吾邱衍は、古印や古文の研究に努め、その成果を『学古編』に示した。これは後世、印章芸術の教科書とされた。

続いて元末に、楊遵の『集古印譜』四冊が現れた。これも今見ることはできないが、漢印七〇〇余鈕を録し、一時の大観と称されたという。

明では漸く隆慶末年(一五七二)に至って、顧從徳が家蔵の古印一六〇〇鈕を羅王常に托し、原鈐二〇部を作った。更に三年後の万

曆三年、原鈐本の印数を倍増し、木版に改めて『印薮』六巻とし、釈文を加え鈕式を記して大量に刊行した。それは印譜が研究対象となったことを意味していた。

篆刻の祖と仰がれる文彭は、ちょうどこの間、万曆元年に歿したが、その頃にはすでに銅印から石章の時代に入っていたのである。そして人びとは顧氏の『印薮』を得て、初めて正しい作例を見出した。黄賓虹『古印譜談』^(注9)は、

古印の著わして譜録と為すは、宋の宣和印譜に始まる、好事の家、踵を接して起り、楊克・王厚之・顔叔夏・姜夔、元の吾邱衍・趙孟頫・楊遵、皆な集録有るも、其の書は伝わらず、明代に洎び、顧從徳は印薮を作る、其の書は蒐采頗る富むも、鑒別は未だ精ならず、且つ板に鏤して以って伝え、摹写に失有り、尚お未だ善本と為すに足らず、後先に譜を成すは、甘旭の印正、王常の印統有り、時に盛行す、印譜を以って伝うる者は、当に顧氏自り始まるべし、

と述べた後、故実を多く徴引するが、品類を編次して真贋雑出し、聞見もまだ狭く、古学の研究に裨益しない、と酷評している。

しかしその後、その欠陥を克服した啓蒙書が、陸續として登場してきた。

万曆十一年(一五八三)に出版された、戈中顔『顔篆簡参』五冊は、篆刻に関する最初の工具書であり、同一七年の張学礼『考古正文印薮』五巻は、摹古印譜の初めである。以後、甘暘『甘氏集古印譜』(同十二年)、范大澈『范氏集古印譜』(同二十五年)、郭宗昌『松談閣印史』(同四三年)が続いた。

これら集古印譜の盛行に伴って、今人印譜とも称すべき、張瀨

『承清館印譜』(同四五年)が現れた。これは古印ではなく、文彭・沈野・何震・蘇宣等、二三名の作品を集めたもので、それは一四年後(崇禎四年)の『学山堂印譜』一〇巻へと発展した。これは後に説くように、明の詩壇の展開に対応するもので、李夢陽・何景明等の前七子が、「文は秦漢、詩は盛唐」を標榜したが、李攀龍・王世貞等の後七子の末流ともなると、同時代の作品を模擬剽窃し始めたようなものである。

天啓六年(一六二六)に至ると、程原は何震の作品のみを千余集め、その子程樸に模刻させて、『忍草堂印選』四巻を作った。これを見て、当時の名のある印人たちは、競って自刻印譜を試みようとした。

それらの源と流を整理すれば、原鈴と模刻とを問わず、『集古印譜』『今人印譜』『自刻印譜』と、分類することができよう。

しかしこのように、印譜に対する需要が高まってくると、中には射利目的のいかがわしい印譜も現れ、銅印までもが偽鑄されるようになった。刻工の無学も加わって、俗字や訛字も次第に目につくようになった。そしてこれを矯正するため、六書の研究も着実に進められた。趙宦光(一五五九—一六二五)の『説文長箋』や『篆学指南』は、このような風潮の中から生れたのである。その夥しい数量は、『中国印学年表』^(注10)や『中華書法篆刻大辞典』^(注11)に就いて見られた。

ところで周亮工には『頼古堂印譜』四巻がある。これは張灝の『学山堂印譜』一〇巻、汪啓淑の『飛鴻堂印譜』四〇巻と共に、三堂印譜と雅称されているが、『頼古堂印譜』は彼と同時代の印人の作を、藍格の印箋に手鈐して、二十五部が作られたという。康熙六

年(一六六七)に輯成され、高阜(康生)・鄭璽(谷口)・高兆(雲客)・張遺(薇菴)・周銘(鹿峰)の五名が序を寄せている。各冊の首葉に、「大梁周在浚(雪客)・在延(龍客)・在建(榕客)蔵」と署しているが、彼らはみな亮工の子である。

この手鈐本は数部が遺存し、「常熟鉄琴銅劍樓蔵有周在延于康熙十八年贈与呂無党」本が有名で、一六一六印を、またわが横田漠南旧蔵の原鈴四冊には、一三四〇印を収める。前者については、神州国光社や上海商務印書館の影印本があるが、目睹の機を得るまで、意見を保留しておく。なお二玄社『頼古堂印譜』^(注12)は抜萃で、小林斗盦氏の解説を附している『印人伝』とこの印譜との関係は、後で少し触れることにしたい。

五

周亮工は明末の篆刻の変遷を、明詩のそれに引き当てて、次のように論じている。^(注13)

宋元詩無し、明に至って詩は始めて唐を繼ぐ可し、唐宋元印章無し、明に至って印章始めて漢を繼ぐ可し、文三橋は力めて能く古えを追う、然れども未だ宋元の習を脱せず、何主臣は力めて能く自から振うも、終に未だ太だ渉るの擬議より免れず、世共に謂う、三橋の主臣を啓くは、陳涉の漢高を啓くが如しと、其の主臣を推許する所以は至れり、然れども一主臣を以ってして、天下の聰明才智の士を束ね、尽く首を頰し跡を斂めて、敢て毫も異同有らざらんと欲するは、勢いの能わざる有るに論勿く、恐らくは亦た数し鮮からざるを見ん、故に漳海の黄子環・

沈鶴生は、出すに款識録を以てして之を矯め、劉漁仲（履丁）程穆倩（邃）は、復た款識録・大小篆を合して一と為し、離奇錯落を以て之を行ない、以て一世を推倒せんと欲す、時の之を為す歟と雖も、亦た時の然らざるを得ざる者有り、三橋・主臣は歴下（王世貞）、予環・鶴生は其れ公安（三袁）歟、漁仲・穆倩は実に竟陵（鍾惺・譚元春）なり矣、明詩数しは變じ、印章も之に従う、

文何一派が秦漢を宗として、一世を風靡したが、その末流に至つては、趨勢大いに變じ、詩壇が復古派より一転して公安、再転して竟陵となつたように、漳浦（福建の南端、黃道周の出身地）が變化の端緒となつたという。

黃子環、名は樞、崇禎十四年（一六四一）に自刻印を輯めて『款識録』を作つた。卷三「書黃子環子克侯印章前」に、

漳浦の黃子環樞、図章を以て名あり、凡そ金石の典冊は、精研辨証せざるは靡し、其の譜は款識録と名づく……其の子克侯、名は炳猷、沈鶴生使君と善し、鶴生も亦た印を善くし、鐫事有る毎に、克侯と互相訂正し、一印成れば、則ち一説を上繋ぐ、皆な雋永の旨有り、亦た鐫して世に行なわる、
といひ、漳浦の黃先生（道周）の用印は、黃樞の刻であると記している。

このように文何以後、さまざまな流派の交替を見たが、周亮工自身の見解は、同じく卷二「書黃濟叔印譜前」に、次のように示されている。

……僕は嘗て諸家の論ずる所を合して、之を折衷して謂えらく、斯の道の妙は、原と一趣ならず、其の全く偏る有る者も亦

た粹、其の正奇を守る者も亦た醇……惟だ秦漢を以て帰と爲す、秦漢を以て金科玉律と爲すに非ざる也、其の變動するも拘らざるを師とする耳、

そして彼がこの数十年來の見る所では、朱修能をまず挙げ、次は顧元方、邱今和、更に次は万年少・江皓臣・陶石公・薛穆生という。しかし「其の全き者を求むれば、其れ吾が濟叔なる乎」と、黃濟叔に対して、最大の賛辭を呈している。卷二の卷頭を占める「書黃濟叔印譜前」は、『印人伝』中の最長文で、凡そ千九百字に近い。そしてその三分の一は、そのまま「與黃濟叔論印章書」と題して、『賴古堂集』卷一九にも引かれている。

周亮工と黃濟叔の交情は、月余も坐臥を共にするほどであった。

前者は後者の字より、後者は前者の詩より靈感を受けあつた。「不孝は先生の一字を得て心動き、先生も不孝の一字を得て、亦た未だ嘗て中に漫然たらず、交ごも相い動きて交ごも相引く」というが、彼らは互いに傾倒し、互いに心酔しあつていたのである。沈裕本「黃濟叔印存題識」も、

吾が阜の摹印の学は、四海の内を雄視し、而して濟叔黃先生経は、尤も開山の第一手に推さる、周樸園先生は一代の法眼、梁千秋・程穆倩が輩に于いて、皆な異議有るも、独り公を推して神品と爲す、

と、そのことを特筆している。

五十に近い頃、彈劾されて獄に繋がれた亮工は、それでも濟叔と字画を弁難し、章法を攷訂し、小札を往復すること幾百紙、紙はみな蠅頭の細書であつた。その一札に、「今日尚お旨を得ず、又た一日を活く」といい、彼に「又活一日」という印を刻するよう求めた。

判決を待つ間も、亮工は友情とユーモアを失わなかったのである。

黄済叔は刻印のみならず、篆書にもすぐれていた。李斯の「泰山碑」を学び、「小篆有りて自り来、未だ神合の済叔の如き有るを見ず」と、周亮工は絶賛している。^(注16)

更に『読画録』では、「書法図章の外、尤も絵事に精し」といい、白下で自分のために作ってくれた数小幅は、蒼古澹遠、全く黄公望や呉鎮の筆意を学んだものであった。しかし彼は、亮工が康熙二年（一六六三）、青州に赴任して間もなく歿してしまった。それを聞いて亮工は、「君化し去り、飲酒観伎に方つても、自から言う、死は甚だ樂し、怖るるに足らざる也」と大哭した。『読画録』にはその時の五律二首と、むかし彼に贈った七絶十首を附録している。この黄経は今は辞書類に簡単な記述を見るだけで、その作品と称するものは、目睹したことがない。しかしこれほどまでに称揚されたその篆刻書画は、必ず観るべき価値があるに違いない。最後に印石に関する閑話を、附け加えておく。

彼はまた済叔に忠告して、君がもし妙篆を愛惜するならば、決して凍石に刻するな、市販の石に努めよ、と言う。凍石は印材の最上品であるため、高価で売買され、忽ち旧文を磨去され、新しい所有者の名に易えられてしまう。こうして名石は忽ち侏儒となつてしまふが、「市石は百年故の如し」であるからである。これこそ他山の石である。

六

周亮工が篆刻に淫し、集印に努めたのは、「余は印を蒐むること

三十年」と、自から言うように、恐らく二十代から始まったのである。父もこれを憂えて、「此れ亦た玩物喪志の一端、小子よ之を戒めよ」と諭し、また官人は転任のたびに多くの巨石の図章を持ち運び、徒らに僕隷を苦しめる。象牙や黄楊の印に易えるがよい、と教えたともいう。^(注17)「小子は嚴訓を奉じ、時に惴々焉たり」と殊勝なことを記しているが、彼はもちろん、父訓には違っていないのである。卷二「書胡省游印譜前」に、

予は生平、図章を好む、秦漢の篆刻及び名賢の手製を見れば、則ち愛玩撫弄し、終日手より去らず、餐寝を廢するに至る、

ということから察すれば、すでに病は膏肓で、自からの嗜癖を、「米元章の愛石に勝る」と、繰り返し述べている。また卷三「書吳尊生印譜前」に、

六書の学は亡ぶも、頼いに摹印は尚お其の一体を存す、予は此れを嗜みて最も癖あり、廿年来、此れを致すこと亦た最も富む、とある。先に三十年といい、ここに二十年来というのは、恐らく執筆時期がずれたためである。彼がこのような印を愛したのは、単に好古の癖ばかりではない。黄虞稷はその理由を、次のように説いている。^(注18)

……読書好古の外、頗る絵事及び図章を嗜み、以為らく、古人は左図右史、以って物を観、情を怡^{よろこ}ばしむ可し、而して印章なる者は、篆籀を借りて、以って六書の学を考究す、故に二事に於いて尤も精鑒なり、

また長子在浚も、

……六書の学に精し、古文埋没して謂^{おも}えらく、藉りて以って字を識る者は、惟だ印章耳、故に印章の一道に于いて、尤も鑒別

に精し、客に印章を以って贈る者有り、先大夫は之が為に商較し、其の点画の繁簡曲直を易^かえ置くを属す、惘然として自失せざるは無し、

と「行述^{（正徳）}」にいう。印を贈ってくれる者に対しても、文字の訛誤に対しては容赦せず、改刻を要求したのである。このことは卷二「書胡省游印譜前」に見えるが、「惘然自失」ではなく、「其の人も亦た深く余が言に頷き、以って趣を識ると為す」とある。

亮工の偏愛は生涯変らなかつた。その著書一切を焚棄した後でも、「惟だ図章を愛玩するは、少しくも異ならず」と、在浚も証言している。

この『印人伝』に採りあげられた印人は、当時の著名な作家の殆んどを網羅していると思われるが、彼は世評によってではなく、必ず自からの眼識で択び、かつ論じたのである。例えば卷三「書薛宏璧印章前」について、次のように記している。

侯官（福建）の薛居瑄は、この技を鬻^{ひき}ぐこと四十年であつたが、誰一人として彼を知る者はなかつた。家は貧しく、妻孥を養うために、毎日開元寺の肆^{みせ}で、何処の誰とも知らぬ人のために、一字いくらで刻していた。多ければ十余銭、少なければ三銭、少しでも字がゆがんでいれば、このように刻り直しているのに、私ははからずも今、公にお目にかかることができた、刻した印の上にほとほと涙を落した。

彼は続けて、

承平の日、何主臣・呉午叔（正陽）・朱修能（簡）諸君は、此の技を以って天下に奔走し、士大夫は皆な上賓を以って之に事^{つか}え、踞^{ひだまつ}きて金銭を奉じ、其の一章を得ば、喜んで睫に掛く……

而して諸君益ます復た其の間に倣昵す、予を以って論ずれば、宏璧の技は直ちに秦漢人の室に入り、遠く諸家の上に出づるに、而して名は里巷を出でず、日に肆中に坐して、誰何を知らざる氏の擲^ひ揄^とを受けるを致す、豈に命に非ず哉、と、その感慨を綴っている。いつの時代も、このような芸術家は少なくない。

言うまでもないことであるが、この『印人伝』には、周亮工の好悪や愛憎が隠顕している。この薛宏璧などは、その好意の顕著な例であるが、卷一「書胡中翰印章前」などは、どうであろうか。胡正言、字は曰従を中翰と呼ぶのは、彼が武英殿中書舎人であつたからで、この縁に由るのであるうか、彼には明末清初の文士や名流の姓名印が多く、百余氏に達するといひ、その交遊の広さが窺われる。

二玄社『中国篆刻叢刊^{（正徳）}』を検するに、范景文（質公）・倪元璐（鴻宝）・史可法（道鄰）・王思任（雲幾）・施閏章（伯開氏）等、みな温雅端正の佳刻である。ところで『印人伝』は、

胡曰從正言、印譜の旧名は印史、吾が友王雲蕉易曰く、印存は其の墨を以って印する者なり、元賞と曰う、陳旻昭（丹衷）侍御・韓聖秋（詩）別駕・杜于皇（濬）司李と余とは之に序し、皆な能く其の生平に及ぶ、曾つて中翰に官たり、最も心を理学に留め、絵事に旁通す、嘗つて古篆籀を縮し、小石の刻と為し以って行なう、人は争つて之を宝とす……今八十余、神明炯々として、猶お時々、人の為に篆籀を作りて已まず、

と述べるが、彼は刻印のみならず、書は篆籀真行、画は山水人物花卉を善くし、更に墨や印箋紙の製作にも堪能であつた。天啓七年（一六二七）、『十竹斎書画譜』を輯して、彩色版画の新らしいスタ

イルを創案し、崇禎一七年（一六四四）には、『十竹齋箋譜』を作った。魯迅や鄭振鐸はこれを、明末士大夫の清玩文化の最高成就と評価している。

前文に言う如く、周亮工は彼の『胡氏印存』に序を寄せているが、内容は『印人伝』とは重ならず、また何故か『賴古堂集』に、この序は採られていない。胡には更に『胡氏篆草』や『書法必稽』の著があり、順治一〇年には、『印存玄覽』一〇巻も刊行している。『印人伝』は最後に、「仲子の致果、名は其毅、詩文を以って名あり、予に従いて遊ぶこと最も久し、博雅の士也」と加えているにも拘らず、父の正言に対する冷淡ともいえる筆致は、一体どういうことであらうか。

七

この『印人伝』の別の特徴は、周亮工との個人的な交流によって、当時の二流——と言えば、政治や文芸の表面で活躍しなかったが、一流の存在を支え、その存在を顕著ならしめる役割を果たした人びと——の人物を活写することによって、清初の文人の消息を詳細に伝えていることである。一三の例を挙げよう。まず巻一「書方直之一印前」。彼は明末四公子方以智（字は密之、青原和尚と号し、亮工と同年）の弟で、名は其義である。

……才氣奔放、其の性又た拘縛を受けず、嘗つて雲間（松江華亭）に遊び、陳大樽（之龍）李蓼蕭（？）輩と置酒高会し、即席に詩詞を為り、洒々数千言、立ちどころに就る。酒酣^{たけな}わに耳熱し、慨然として曰く、寇を滅し天下を靖んぜんと欲すれば、

義^{われ}を舍いて其れ誰なる耶と、軀は甚だしくは偉ならざるも、然れども健にして力有り、能く数石の弓を挽く、双眸炯々として人を射、酔後、身を躋^{のぼ}らせて高屋に登り、万瓦を履^ふむこと平地の如し、数丈の竿に縁^よりて、直ちに上ること猿猱の如し、諸君子駭き之を覩て咸な曰く、寇を滅し天下を靖んぜんと欲すれば、義を舍いて其れ誰なる耶と、

この弟同様、方以智も甚だ敏捷で、かつて盜賊に身をやつし、秦淮の名妓李十娘に惑溺していた姜如須（垓）を脅かしたことが、『板橋雜記^{（注2）}』に見える。彼は屏^{へい}の上を歩くほど身軽で、この時も「一躍して屋に登り、直ちに臥房に至る」と、余懷はまるで見ていたように述べている。

続いて彼直之は、尊大人方孔炤^{ほうこうしやう}が湖広巡撫として、流賊張獻忠と転戦していた時、家産を破つて南北の健児を募り、名馬を買い好弓を治めて父を助け、功業を建てようとしたが、常々意見を異にしていた楊嗣昌に、二將帥を失つたという罪で弾劾され、父が詔獄に繋がれてしまったため、事は挫折した。兄も国変後は僧となつて南に去り、残された彼は鬱々と郷里にとどまっていたが、飲酒に耽り婦人に溺れて死んだ。年は三十余という。

周亮工がこの方直之の印を得たのは、彼が維揚にいた時、即ち順治二年、両淮塩運使を授けられ、翌年、揚州兵備道に調せられた時のことであらう。彼はこの印に対して、「梅道人（呉鎮）の一葉竹を蔵するは、他人の千枝万葉を蔵するに勝れり矣」と喜んでゐる。

彼はまた、直之は書にもすぐれ、魯公（顔真卿）の神を得ていたが、自分のために数扇に書いてくれた、と記している。その死後、兄以智は弟の書を石に刻し、青原山中に蔵したが、人は争つてそれ

を購ったという。因みに言えば、以智も書画にすぐれ、また『印章考』の著がある。

直之は郷里桐城にいて義を好み、貧民を愛護し、困窮の小作には租を免じ、無力の者には金銭を与えたので、人はみな彼を徳とし、桐城に民変が起った時、その家だけは荒掠を免れたという。

顧苓 字は雲眉、吳県（蘇州）の人で、虎丘の傍に塔影園を築いて隠栖し、俗客を避けて暮らしていた。詩文書画にすぐれ、尤も篆刻に長じた。漢碑を熟知し、その拓に詳しく、亮工も「先輩の典型を求むれば、終に当に顧苓を推すべし」と、高く評価していた。

彼は瞿稼軒の十歳ばかりの孤子を引き取って養ない、後には自分の女を妻めあわせたという。稼軒は常熟の瞿式耜の号。南京が破れると、広西巡撫であつた彼は、永曆帝を奉じて桂林に拠つたが、のち順治七年（一六五〇）、敗れて殺された。常熟にあつたその別墅、東阜草堂は「皆な荒蕪して斥売せられ、向日の觀無し」と、その地を訪れた吳偉業は記し、その子伯升（瞿嵩錫）は、禍いの及ぶのを恐れて、門戸を閉ざしていたという。顧苓が養つたのは伯升なのであるうか。偉業がこの時歌つた「後東阜草堂歌」には、私の訳注（註）がある。

周亮工はこの『印人伝』に人を録するに際し、必ず逸事と自からの見聞を記し、人物・性癖・交情を鮮明ならしめるよう努めた。その志向は『読画録』『書影』に於いても同様であり、それら各書の間に記述の重複を、できる限り避けようとした。例えば巻二「書張大風印章前」では、

予は既に其の行誼を載せて、読画録に入れたり、復た其の一二

の逸事を録せん、

と断つた上で、次の話柄を加える。

大風は道を学び仏を学ぶこと三十年、輩血（く）を茹（く）わず、客に松江の鱸魚を烹る者有り、因つて大いに嚙（む）いて曰く、此れ吾が家の季鷹（きよう）の思う所、安んぞ噉（く）わざるを得んや、遂に欣然として一飽し、此れ従り肉食す、

季鷹は晋の張翰の字、彼は秋風に松江の鱸魚の膾を想い出し、直ちに官を辞して故郷に帰つた。張風は同姓の故に「吾が家の」と言つたのである。

ところで『読画録』巻三の張大風伝には、この話柄を採らず、彼の貧と常人と異なる行蔵を述べ、張瑤星が彼を夢みて作つた詩を、多く録している。

この『読画録』に対して、余紹宋『書画書録解題（註）』が、

……編中に伝を列する者は、李日華自り章谷に至る凡そ七十七人、皆な其の生平の交游に及ぶ所の者にして、明季の画家、実に亦た大体、此の伝中に具わる、専ら絵事を言うも、兼ねて交情に及び、之を読めば人をして倦むを忘れ使め、而して遺事軼聞も、亦た頼りて以つて墜（お）ちず、洵に画史最好の史料也、櫟園は当時、所に随い会に触れ、之を篇に筆す、初めより意有りて画人の為に伝を作るに非ず、自から史例を以つて相い繩（ひ）す能わず、亦た其の不備を責むる能わず、

と評しているのは、蓋し至論で、画の文字を印に換えても、そのまま『印人伝』に妥当する。またその巻末に、王煙客時敏以下、未執筆の画人姓氏を附載することも、亦た同様である。

八

康熙庚戌（九年・一六七〇）、五十九歳の周亮工は、春二月のある夜、慷慨太息し、尽く生平の著作とすでに板行した書を取り、「一生 虚名の為に誤まるる、老いて道を聞かんと期するに、何ぞ尚お此れを留めん耶」と、すべて焚棄してしまった。長子在浚が記す所によれば、それらは次の如くである。

『賴古堂文選』二〇卷・『賴古堂焚余詩文集』二四卷・『因樹屋書影』一〇卷・『字触』六卷・『閩小紀』四卷・『同書』八卷・『塩書』八卷・『蓮書』四卷・『尺牘新鈔』一二卷・『尺牘藏弃集』一六卷・『尺牘結隣集』一六卷・『刪定虞山先生詩人伝』四卷・『読画樓画人伝』四卷・『印人伝』四卷・『入閩紀』一卷・『耦雋』四卷

この他の諸雜著小集は備載することができぬというが、現在残る次の諸書は、すべて彼の遺児たちが協力して再刊したものである。参考のため、序跋を寄せた諸氏も加えておく。

1 『賴古堂集』

- a 「賴古堂集序」寧都魏禧 丁巳（康熙一六年・一六七七）
 - b 「賴古堂集序」虞山錢陸燦
 - c 「賴古堂詩集序」虞山蒙叟錢謙益
 - d 「賴古堂文集序」西河毛牲（奇齡）
 - e 「凡例」周在浚 康熙一四年乙卯
 - f 「賴古堂集序」呂留良
- 2 『読画録』三卷
- a 「読画録序」西河毛牲
 - b 「読画録序」繖山張遺瑤星

- c 「読画録跋」不孝男在浚 康熙一二年

3 「印人伝」三卷

- a 「印人伝序」錢陸燦
- b 「印人伝跋」不孝男在浚 康熙癸丑（二年・一六七三）

4 「字触」五卷

- a 「字触序」龔山方丈 康熙六年丁未（一六六七）
- b 「字触序」盱江徐芳 康熙六年丁未
- c 「字触跋」南海伍崇曜 咸豐辛亥（元年・一八五二）
- d 「字触跋」弟子黎士宏
- e 「字触跋」莆田周嬰 順治六年己丑（一六四九）

5 「閩小紀」四卷

- a 「閩小紀叙」同里王有年 康熙戊申（七年・一六六八）
- b 「閩小紀序」受業人汪楫 康熙五年丙午
- c 「閩小紀序」溫陵黃虞稷
- d 「閩小紀序」海寧范驥 康熙丁未
- e 「閩小紀序」六合孫汧如
- f 「閩小紀序」豫昌羅耀

6 「書影」一〇卷

- a 「書影序」山陰姜承烈 康熙六年丁未
- b 「書影序」盱江徐芳
- c 「書影序」高阜
- d 「書影序」杜濬
- e 「書影序」黃虞稷
- f 「書影序」不肖男在延
- g 「書影跋」吳郡鄧漢儀

h 「書影跋」金沙周銘鹿峰

7 『賴古堂印譜』三冊

a 「賴古堂印譜引」張遺 康熙甲辰（三年・一六六四）

b 「賴古堂藏印序」高阜 康熙丁未

c 「賴古堂印譜序小引」金沙周銘鹿峰 丁未

d 「賴古堂印譜跋」大梁周在述 己未（康熙一八年・一六七九）

e 「書賴古堂殘譜後」魏錫曾 癸亥（同治二年・一八六三）

8 『賴古堂書畫跋』

これら八種はすべて、弊架に蔵するが、みな排印本である。というのは、百年余り後、乾隆帝の文字獄によって、その著書が銷燬禁絶の厄に遭ったからである。そしてそれは『読画録』中の「人皆漢魏上、花亦義熙餘」という二句が、「語に違礙有り」と判断されたためである。義熙は東晋最後の年号（四〇五—一八）で、漢魏とい、義熙ということが、前朝を慕う意に解されたのであろうか。

『四庫全書総目』に附録する『四庫撤燬書提要』には、『閩小紀』『読画録』『印人伝』『書影』の四種が摘発され、『書影』にはその証拠を列挙して、「至って誕妄為り、尤も是非を顛倒す」と断じた後、それ以外は「記述典贍、議論平允、遺聞旧事は、頗る文献の徴と為すに足る」と、反って称揚している。思うに『読画録』に牽強して、他の著述も屠り去ろうとしたのであろう。この風気に敏感に反応したのか、周亮工の著書は以後、殆んど姿を消してしまった。

前記八種の著書を通観すれば、それらはみな断片的・並列的な記述で、漸層的・構築的・思辯的な作品は皆無である。つまり多忙を極めた公務の後、寸暇を利用して蓄積したものであった。魏禧はい

（注）う。

……退食するに、手は未だ嘗つて巻を釈てず、布衣の士を延見し、相い与に諮詢議論し、人に一芸の長、一言の善有らば、必ず記録して之を奨誉し、其の老穉貴賤を問わず、

これでは体系的著述を望むのは、無理というものであろう。また姜承烈の「書影序」にも、

……江南の機務は旁午し、文書紛々たり、几案は日に数尺に盈ち、強半は米塩凌雜し、人は格々として通ずる能わざる者も、先生は目に触るれば、機要を洞中し、剖決すること神の若し、風行電掣、倏忽として立どころに尽す、四方の郵問日に至れば、殊に酬贈に苦しむも、先生は時に応じて裁答し、倦容有る靡し、或いは詩及び古文辞を索むるに、毫を揮わば輒ち就り、文は点を加えずして辞采爛然たり、朝夕一編、手批口哦、窮年屹々として、唯だ著述を以って事と為す、嗚呼、偉なる哉……先生は簿書鞅掌の中、独り能く百家に縦横し、含英咀華、吏事の勞無くして、偏に文章の樂しみを得たり、其の才は大いに人に過ぐる者有らず乎、

また『閩小紀』に叙を寄せた羅耀も、

……既に国務を経営し、復た晋で賓游に接す、既に山溪を跋履し、復た詩酒に流連す……先生の才大にして神旺なる、公余の燕罷るに於いて、益ます其の疲るを忘れ、……詩文を論定し、書画を評陟し、博古服玩に及び、間に戯劇諸技に至り、夕を竟えて乃ち已む、率ね以って常と為す、

と証言している。執拗に引用を重ねるのは、周亮工が多くの著書のこしたの、太平の日々の優游の間に於いてではなく、鼎革直後

の新らしい政府の強圧に適應し、地方官の激務に耐えながら、内乱や鄭成功の侵攻に対処を誤らず、累綫中であつてなお、孜々と勤めたことを、強調したいからである。

九

周亮工には、図章・絵画・硯の三癖があり、中でも印章に対する酷愛は常軌を逸していた。氣に入れば一印人に、数十百鈕の鐫刻を求め、自用印以外に、名人の刻、名人の譜を見れば衣を典してもそれを購ひ、錯列展玩して倦むことがなかった。『印人伝』に序を寄せた錢陸燦は、

……先生は其の患難相い従う退食平居の隙に於いて、其の印を蒼最して左方に列し、人は之に小伝を冠し、大要 其の印学の然る所以を指次し、其の人の生平も亦た附著す、然れども書は固より未完也、

というが、長子在浚も、父亮工が一切の著書を焚棄した後、燼余の累々たる卷冊中より、自から繕録して上梓したと跋に述べる。「録は未だ書を焚かざるの前に成り、而して伝は既に書を焚くの後になる」という、彼の言葉を信ずれば、その構成は在浚によつて為されたのかも知れない。『印人伝』には目次を欠くので、まずそれを次に示しておく。

卷一

- 1 書文信國鐵印後 宋文天祥
- 2 書海忠介泥印後 明海瑞

- 3 書東林書院印後 顧憲成 無錫
 - 4 敬書 家大人自用印章後 父周文煒
 - 5 書靖公弟自用印章後 弟周靖公
 - 6 書許有介自用印章後 許棠(友) 侯官
 - 7 書文國博印章後 文彭字寿承 長洲
 - 8 書何主臣章 何震字長卿 婺源↓白下
 - 9 金一甫印譜前 金光先 休寧
 - 10 書胡中翰印章前 胡正言字曰從 休寧↓秣陵
 - 11 書梁千秋譜前 梁袞 維揚↓白門
 - 12 書梁大年印譜前 梁年 広陵↓白門
 - 13 書方直之一印前 方其義 桐城
 - 14 書沙門慧壽印譜前 萬壽祺字年少 彭城
 - 15 書張穉恭自用印章前 張恂 涇陽
 - 16 書文及先印章前
 - 17 書程穆倩印章前 程邃 黄山
 - 18 書徐士白印章前 徐眞木字自榆 嘉禾
 - 19 書鈿閣女子圖章前 韓約素 梁溪妾
- 卷二
- 20 書黃濟叔印譜前 黃絰 如皋
 - 21 書張大風印章前 張風 上元
 - 22 書顧云美印章前 顧荅 吳門
 - 23 書陳師黃印章前 黃玉石 平湖
 - 24 書程孟長印章前 程原 新安
 - 25 書汪尹子印章前 汪閔 黄山
 - 26 書汪宏度印章前 汪泓

27	書顧筑公印譜前	顧璞	武林
28	書江皜臣印譜前		
29	書程雲來印譜前	程林	歙
30	書程與繩印章前	程其武	
31	書李耕隱圖章前		
32	書沈石民印章前	沈世和	常熟
33	書欽助三圖章前	欽蘭	吳門
34	書王安節王宓中印譜前	王槩	醉李↓白下
35	書吳仁趾印章前	吳鑒	天都
36	書錢雷中印譜前	錢履長	
37	書李雲谷印譜前	李根	閔泉
38	書徐子固印譜前	徐堅	吳門↓白下
39	書鄭宏祐圖章前	鄭其相	歙↓秦淮
40	書胡省游印譜前	胡阮楚	竟陵
卷三			
41	書秦以巽圖章前	秦漁	梁溪
42	書顧中翰印章前	顧貞觀	
43	書張江如印章前	張宗齡	梁谿
44	書陳朝曙印章前	陳瑞聲	梁谿
45	書倪勤公印章前	倪耿	梁谿
46	書王文安圖章前	王定	梁谿
47	書袁曾期圖章前	袁魯	吳門
48	書須來西印章前	須仍孫	毘陵
49	書袁臥生印章前	袁雪	吳門
50	沈逢吉	沈邁	婁東

51	書吳頌筠圖章前	吳明玕	字虎侯 梁谿
52	書張鶴千圖章前	張日中	毘陵
53	書吳仁長印章前	吳山常	黃山
54	書陸漢標印譜前	陸天御	鹿城
55	書林晉白印譜前	林晉	莆田
56	書薛宏璧印章前	薛居瑄	晉江
57	書黃子環子克侯印章前	黃樞	漳浦
58	書陶石公印譜前	陶碧	晉江
59	書楊叔夜印章前	張玉暉	長汀
60	書吳平子印章前	吳晉	莆田
61	書林公兆印譜前	林熊	莆田
62	書吳秋朗印章前	吳暉	樵川
63	書吳尊生印譜前	吳道榮	新安
64	書顧元方印章前	顧元方	字不因 吳門
65	書邱令和印章前	邱收	吳門
66	書不知姓名一印前		
67	書汪宗固印章前	汪皜京	歙
68	書姜次生印章前	姜正学	蘭溪
69	李箕山 李穎	海陵	
附印人姓名			
周在浚印譜人傳跋			

この『印人伝』を四巻と記すものもあるが、それは巻末に附されて、やがて書き継がれるはずであった「印人姓名」を、一巻と数えて加えたのであろう。

ところで第一巻は、宋の文天祥、明中葉の海瑞、末期の東林書院の諸印から始まっている。これは史上に有名な人びとの逸事と共に語られているだけであり、続く「家大人自用圖書」と「靖公弟自用印章」も、父と弟との追憶を記したにすぎず、これらは巻首を占めるが、単に印章との関係で附載したものである。しかし弟の靖公について、「弟遂に歿して一載」と述べることからすれば、この文は焚書後の康熙一〇年、亮工の死の前年、ちょうど六十歳の筆であることが判明し、或いはこの『印人伝』だけは、書き継ぐようとしていたのではないかと推測される。

それはさておき、『印人伝』の本色は、次の許案（友）・文彭・何震より始まる。文何は篆刻の祖であるが、親友の許案は何か理由があつてその前に置いたのであろうが、これは明らかにその位を失っている。文彭はもちろん何震も、亮工の生前に歿し、続く金光先・胡正言・梁宏・梁年・韓約素も、約一世代以上年長の人びとと思われる。しかし方其義は以智の弟であり、万寿祺は九歳の年長である。これらの混乱からすれば、『印人伝』は排次を失っており、分類や包括も誤っている、と指摘せざるを得ない。在浚はこのことに気附かなかつたのであろうか。第二・第三両巻にも種々問題があるが、言及する暇がない。

『四庫撤燬書提要』はこの『印人伝』に対して、

亮工は印章を集むるを喜び、鑒別に工^{たく}みなり、編する所の頼古堂印譜は、今に至るも篆刻家の模範と為る、是の書は則ち譜の題跋、別に編して伝と為す者也、

と説明しているが、本来この『印人伝』は、『印譜』中に書きこま

れたもので、それを独立させたものなのであろうか。そうとすれば、『頼古堂印譜』の諸印は、みな『印人伝』中の人びとの作品ということになるが、同印譜は刻者の名を記さず、今となつては確認のすべはない。また在浚の「行述^{（注28）}」は、

後に獄急なるを以つて、諸玩好は尽く售^うり去り、以つて饘粥を繼ぐ、

といい、亮工が投獄された時に、その收藏はすべて食費に代えたことと記し、高阜の「周櫟園印譜叙^{（注29）}」は、収得した印章は数千方を下らず、「佳品に非ざれば採らず、名手に非ざれば登せず」と、極めて高い水準を保っていたが、

患難の後、僅かに市石の十の三四を余す、冊中に有する所は、猶お七百余面なる可し、

と言うことを信ずれば、この印譜は、平日の收藏に遙かに及ばぬものを集めたことになり、精萃というには程遠い。また巻三「書倪勤公印章前」に、「君は余が譜[△]中に於いて、独り侯官の薛宏璧父子に心酔す」と言うことを見れば、亮工は以前、未完成の印譜を常に携えていたのであろうか。

更に『印人伝』の標題には、「印章前」・「図章前」という場合と、『印譜前』と記す時がある。この両者は厳密に区別されなければならないが、そうすれば、単に集められただけの印章と、すでに冊子となつていたものが、混在していたことになり、後者はともかく、前者では書かれた記事と印を、同定することが困難になつてしまつたのではないか。『頼古堂印譜』中の諸印は、亮工の死後、諸子によつて分蔵されていたというが、印譜に刻者を記すことができなかったのは、或いはこんな所に起因するのかも知れない。

ともあれこの『印人伝』は、継起した汪啓淑『続印人伝』・葉銘『再続印人伝』・同『広印人伝』・馮承輝『歷朝印識』等の先河をなすものであり、その内容の多岐、文辞の雄勁・軼事の富贍において、陸離たる光彩を放っている。そしてこれ以後に作られた諸家の「論印絶句」等は、多く材をここに採り、今に至るまで篆刻に関する雑事の尽きせぬ源泉となっている。

すでに十年になるが、上海書画出版から、黄惇『中国古代印論史』が公刊された。彼はその中で、「周亮工印人伝与他の印章流派革新観」と題して多くの頁を費やし、内容を、

一、己意説与本色説

二、同期詩歌流派与印章派的比較

三、印人伝中的流派問題

に分けて詳しく論じているが、拙論とは全く論点も認識も理解も異っている。

十

この『印人伝』には、数種のテキストがある。

一、神州国光社鄧實校刊本

二、翠琅玕館本

三、顧湘篆学瑣著本

四、吳隱西冷印社刊本

一は、鄧實編の『風雨樓叢書』にも収められている。二は未見。四は三の影印で、また伏見冲敬編『印人伝集成』^(註20)中の『印人伝』と同じである。

ところが三・四の両本には、巻一「書沙門慧壽印譜前」の第十六葉と第十七葉の間に、二葉を欠いていて、文意が繋がらない。伏見冲敬編の『印人伝』は、その欠落部分を、他本から借影して、巻末に加えているが、注記も説明もなく、全く不親切である。拙稿のリストでは、一段下げて示したのが、その部分に当るが、実は柴之英と秦康祥が甲辰（一九六四）に、鈔本に跋してその事を論じている。次にその全文を掲げる。

櫟園老人于康熙庚戌春、既盡焚生平著作之後、惟癖嗜印章、不少異、輒取前所蒐集之印文印譜人、各爲傳、隨手筆記、間據所感、原非專門著述者也、歲壬子、老人既歿、其子在浚等、遂錄之、名曰印人傳、與讀畫錄、同爲燼餘之迹、考浙江採集遺書總錄、載有二書、均爲刊本、四庫全書既已列入子部藝術類、後于乾隆丁未覆査時、因讀畫錄中、有人皆漢魏上花亦義熙餘之語、遭忌銷燬、印人傳亦連累被撤、今原刊本未之見、所見僅翠琅玕館叢書本、顧氏篆學瑣著本、及文瑞樓西冷印社神州國光社之鉛石印本數種、顧神洲本獨全、餘則正脫二頁、致萬壽祺與程邃兩傳相接、而中敝張恂文及先二傳、令人難以卒讀、今于故友張子魯厂所藏遺籍中、得舊鈔本而讀之、不特二頁未缺、復多徐貞木一傳、全書首載文天祥海瑞顧憲成三印、次及其父其弟其友許宰、次則文彭以及李穎六十二人附傳七人、不知姓名一人、有名無傳朱簡等六十一人、校之四庫提要、則文彭以及李穎爲六十人、附傳爲三人、餘盡同、亦查乾隆癸巳鞠履厚所輯印人姓氏、附于研山印艸、自謂本之印經印人傳諸書、而張恂湛儒父子、亦未列入、據此二端、豈當時已經抽刪耶、鈔本中凡遇玄弘二字、皆避諱、寧字仍如故、又凡漁洋感舊集及梅邨先生、則均作虞山宗伯與牧

齋吾彙集、期乃錢謙益所著之書、先遭禁燬、其後復有他書所引、亦應抽刪鏟余之舉、必爲在浚于被撤後、改易之、以謀存世、其苦心可不言而喻也、則是冊定爲禁前原稿傳鈔本、可無疑義矣、於戲、清室文網之嚴、于是可見、倖存鈔本、獲觀原文、其亦可貴也已、冊中有午華堂手鈔、午華堂家藏、湓樓所藏、篤素堂張曉漁校藏圖籍之章、小漁藏書、嶺海樓藏、嶺南□蔭華佑民圖書、翁思益印、翁氏茹古閣藏書記、文池欣賞、魯■鑑藏諸藏印、蓋亦流傳有緒焉、惜魯■已歸道山、不及相與研討、人琴之感、不禁慨然、校讀既竟、用識數語而歸之、

甲辰立夏、慈谿之隱柴之英、鄧彥冲秦康祥同觀、並記于睿識閣、

この詳論にもなお問題があるが、今は言及する余裕がない。私は昨春、友人陳波君よりこの鈔本のコピーを恵与されたが、原本は上海にあるという。また筆者の一人之穎（柴之英）^{注31}は、二十数年後、同様の趣旨を「西冷芸報」^{注32}に発表している。

有名な画家傅抱石もまた、この『印人伝』に興味を示し、宣統辛亥排印本（鄧實本）を友人から贈られ、後になって伝康熙刻本を手にしたという。それについての小文「読周櫟園印人伝」^{注32}は、その後、「櫟園の此の作、尽くは印人の為に伝えず、実は印人を以て伝うる也」と書きつけている。

（注）

- 1 郎瑛『七修類稿』卷二四・弁証類「石刻圖書起」
- 2 拙稿「寿山石歌」（二玄社『類筆集』所収、一九八二）
- 3 以下、頭に卷数を示すものは、みな『印人伝』に拠る。
- 4 獄中は未詳。

5 周応愿『印説』弁物。

6 錢謙益『列朝詩集』甲前集倪瓚小伝。

7 周亮工『印人伝』卷一「書梁千秋譜前」。

8 同右。

9 黃賓虹『黃賓虹文集』金石編所収（上海書畫出版、一九九〇）。

10 韓天衡『中国印学年表』（上海書畫出版、一九九三・九）。

11 李国鈞主編『中華書法篆刻大辞典』（湖南教育出版社、一九九〇・一二）。

12 小林斗盦編『賴古堂印譜』（二玄社『中国篆刻叢刊』第八卷、一九八三・一）。

13 周亮工『印人伝』卷二「書黃濟叔印譜前」。

14 沈裕本「黃濟叔印存題識」。

15 周在浚「行述」（『賴古堂集』附録）。

16 周亮工『賴古堂集』卷二三「題黃濟叔摹泰山碑」。

17 周亮工『印人伝』卷一「家大人自用印章後」。

18 黃虞稷「行狀」（『賴古堂集』附録）。

19 注15に同じ。

20 注12の第五卷。

21 余懷『板橋雜記』卷下。

22 吳偉業『梅村詩話』。

23 福本雅一他『近代詩集』明部分（朝日新聞社、一九七一・五）。

24 余紹宋『書畫書錄解題』卷一。

25 周在浚「行述」（『賴古堂集』附録）。

26 魏禧「賴古堂集序」（『賴古堂集』卷首）。

27 注15に同じ。

28 未検。今注9の「周櫟園印譜」より引く。

29 伏見冲敬編『印人伝集成』（汲古書院、一九七六・一二）。

30 兩名の伝は共に、馬国権『近代印人伝』（上海書畫出版、一九九八・八）。

31 之穎「周亮工印人伝以及版本問題」（『西冷芸報』第三六期、一九八八・五）。

32 傅抱石「読周櫟園印人伝」（『傅抱石美術文集』（江蘇文艺出版、一九八六・三））。